



水土里 ネット ちば

Chiba Prefectural Federation of Land Improvement Association

2020 SPRING

Vol. 326




第25回美しい農村環境写真コンテスト銀賞 「田中のオアシス」 撮影場所：利根土地改良区 上利根 撮影者：松丸 ぎく

CONTENTS

- | | | |
|----------------------|-------------------------|---|
| □絵 宗吾西機場が供用開始しました | 6 令和2年度 千葉県農業農村整備事業組織体制 | 18 令和2年度 千葉県 新規採用職員紹介
／令和2年度 水土里ネット千葉 新規採用職員紹介 |
| 1 千葉県農林水産部長就任の御挨拶 | 8 災害復旧事業について | 20 令和2年度 水土里ネット千葉 事務局の組織表 |
| 2 千葉県農林水産部耕地課長就任の御挨拶 | 10 ため池の適切な管理のお願い | 21 土地改良施設賠償責任保険のご案内 |
| 3 第63回通常総会開催 | 12 千葉県土地改良区統合整備基本計画 | |
| 4 令和2年度 農業農村整備事業予算 | 14 土地改良区に係る検査について(パート4) | |

千葉県土地改良事業団体連合会

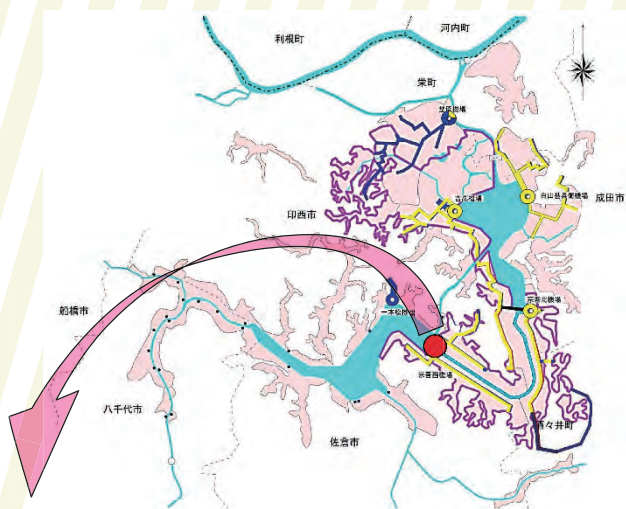
(愛称： 水土里ネット千葉)

宗吾西機場が供用開始しました

印旛沼地域の農業水利施設の多くは、造成から40年以上が経過し老朽化による機能低下が生じており維持管理に多くの労力・費用がかかっています。

このため、平成22年度から「国営印旛沼二期農業水利事業」が始まり、施設の更新とあわせて農業水利の再編を進めています。

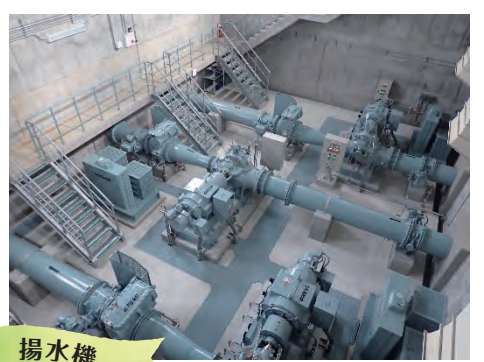
これまで国営事業で3機場が更新されており、令和2年4月から新たに「宗吾西(そうごにし)機場」が供用を開始しました。この機場は主に中央干拓地の用水586haと排水1,147haを担う用排水機場となります。



機場全景



操作室



揚水機

農林水産部長就任の挨拶

千葉県農林水産部長 穴澤 幸男



このたび、4月1日付けで農林水産部長に就任いたしました穴澤でございます。

日頃から、皆様には本県農林水産業の発展のため、様々な場面で御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

本県では、昨年の台風15号、19号及び10月25日の大雨により、過去に類を見ない甚大な被害を受けました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

特に農林水産業では、農産物やビニールハウスを中心とした農林畜水産施設等で、750億円を超える被害額となりました。

県では、これらの被害からの復旧・復興の取組を総合的に推進するため、「千葉県災害復旧・復興に関する指針」を昨年11月に策定し、その中の基本的な考え方の一つとして「農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活」を位置付けた上で、様々な支援に取り組み、被災された農林漁業者の方々が一日でも早い経営再建が可能となるよう努めているところです。

また、県では、総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」に示した、「豊かな生活を支える食と緑づくり」を実現するため、「千葉県農林水産業振興計画」を策定し、販売力の強化、強い産地づくり、ICT等を活用したスマート農業による高収益型農林水産業への転換を推進し、「農林水産王国・千葉」の復活を目指します。

さらに、地域が一体となつての耕作放棄地・有害鳥獣対策の推進、地域資源を活用した都市と農村の交流を促進し、「農山漁村の活性化」の実現を図ってまいります。

県としては、災害からの復旧・復興を強力に推進するとともに、次世代につながる「力強い農林水産業」を創り上げるため、農林漁業者等と連携し「オール千葉」で取り組んでまいります。

最後に、本県農林水産業の発展と農業農村整備事業の推進に御尽力されている皆様におかれましては、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願いするとともに、皆様方の御健康と御発展を祈念して就任の挨拶といたします。

耕地課長就任の挨拶

千葉県農林水産部耕地課長 小野 勉



本年4月1日付けの定期異動により、耕地課長に就任いたしました小野でございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より本県の農業農村整備事業等の推進にあたりまして、多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

また、昨年の台風15号、19号及び10月25日の大雨により、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

これらの台風被害を中心とした昨年度の農業・農業用施設に係る県内の被害は2千箇所超えを、被害額は40億円にのぼりました。県では、このうち国庫補助の災害復旧事業の対象となるものについては、農林水産省及び財務省と連携し災害査定を実施し、災害復旧工事を進めております。定められた期間内に査定を終了し、速やかに復旧工事に移行できたことは関係者の皆様のおかげの賜物と感謝申し上げます。

引き続き、一日でも早い復旧・復興が図られるよう災害復旧事業の推進に努めてまいります。

次に、現在の農業農村整備事業をとりまく諸問題に対する県の取り組みについてご紹介します。

一点目は、農業水利施設の老朽化対策についてです。会員の皆様には、施設の適正な維持管理に努めていただいているところですが、施設の老朽化に伴う突発的な事故は後を絶たず、維持管理に係る負担も増えています。県では、既存施設の有効活用を図るための長寿命化対策を行うなど、ストックマネジメントに関する事業を計画的に推進しています。

二点目は、農業者の高齢化や土地持ち非農家の増加などに伴う担い手不足への対応です。これらの対策として、農地中間管理機構等と連携して農地の集積・集約を加速化し、高収益作物の導入に必要な農地の大区画化・汎用化を図るための基盤整備を推進しています。

三点目は、近年の気候変動による集中豪雨や流域開発等に伴う湛水被害、大規模地震等の災害への対策です。県では、決壊すると下流に大きな影響を与える恐れのある農業用ため池を「防災重点ため池」に選定し、迅速な避難体制の構築を進めるほか、都市化など社会情勢の変化による排水対策や地すべり対策など、農村地域の防災・減災対策を推進しています。

最後に、これらを支える土地改良区の体制強化です。土地改良法が改正され、新たに貸借対照表の作成・公表が義務付けられました。貸借対照表の作成には土地改良区が管理する施設の資産評価が必要となります。県では千葉県土地改良事業団体連合会と連携して全ての土地改良区が管理する資産の評価を行い、評価額を情報提供しているところです。

今後も、千葉県農業振興のために、会員の皆様と連携し、力強い農業生産基盤の実現と安全・安心な農村空間の向上に向けての施策・事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

第63回通常総会開催

～令和2年度予算24億2千万円の決議等8議案を議決～

水土里ネット千葉 総務部

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)第63回通常総会が令和2年3月12日千葉県土地改良会館において開催されました。

当日は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、極力少人数での開催とし、時間についても通常の1/2となるように配慮しました。

役員以外の出席者は、議長、議事録署名人、来賓2名、功労者と各管内より選出された10名の出席者にとどめ開催しました。なお、他の会員の皆様には参加自粛を求め、事前に配布した「議案書」により書面議決をお願いしました。



▲総会風景



▲林会長あいさつ

会場では、入り口にマスク、除菌スプレーを配置し、会場内には空気清浄機を設置するなどできる限りの体制を整え対応することとしました。

はじめに、林和雄会長が主催者を代表して挨拶し、その後、多年にわたり本県の土地改良事業の推進に貢献された功労者9名(9名中6名が出席)が県土連会長表彰を受け、その功績が讃えられました。

来賓には、小島光 耕地課長並びに岩見泰洋 農地・農村振興課長を迎え、出席予定だった皆様の祝辞を紹介することで前半のセレモニーを終了しました。

後半では、香北土地改良区の古林玄一理事長が議長に選任され、議事に入り予め提出された議案は第1号議案から第8号議案まですべて原案どおり承認可決されました。

土地改良功労受賞の皆さん

- 市原市中高根土地改良区 理事長 征矢 善充
- 流山市新川土地改良区 理事長 鈴木 謙次
- 鹿島川土地改良区 理事長 宮野 柳一郎
- (前)北総東部土地改良区 総括監事 越川 隆幸
- 千葉県大利根土地改良区 副理事長 太田 憲一
- 山武郡中央土地改良区 理事 石田 俊宗
- 両総用水東郷関維持管理組合 副組合長 野口 文彌
- 千歳土地改良区 理事長 田中 邦郎
- 小櫃堰土地改良区 事業課長 高間 一明



▲林会長はじめ功労者のみなさん

令和2年度

農業農村整備事業予算

千葉県農林水産部

令和2年度千葉県一般会計予算は、令和2年2月定例県議会において議決されました。
農林水産部耕地課と農地・農村振興課が所管する主な事業の予算内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

耕地課

事業名	令和元年度	令和2年度	
	事業費	事業費	地区数
<直轄事業負担金>			
1 直轄事業負担金(国営かんがい排水事業等)	3,451,392	3,294,363	—
<農業生産基盤整備事業>			
2 かんがい排水事業	2,220,200	2,648,230	39
①かんがい排水事業(一般、基幹ストックマネジメント)	1,942,500	2,246,590	19
内訳 1.かんがい排水事業(一般)	1,189,100	1,297,000	8
2.基幹水利施設ストックマネジメント事業	753,400	949,590	11
②農業水利施設保全合理化事業	90,000	200,000	14
③地域農業水利施設ストックマネジメント事業	178,700	192,640	5
④県単用排水改良事業	9,000	9,000	1
3 畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	85,500	90,500	2
4 畑地かんがい推進モデルほ場設置事業	30,000	70,000	1
5 経営体育成基盤整備事業	2,880,600	2,783,340	34
内訳 1.経営体育成基盤整備事業(ハード事業)	2,752,000	2,599,000	16
2.高度化支援事業(ソフト事業)	128,600	184,340	18
6 農地中間管理機構関連農地整備事業	75,200	276,200	4
内訳 1.農業生産基盤整備事業(ハード事業)	74,000	275,000	3
2.高度化支援事業(ソフト事業)	1,200	1,200	1
小計	5,291,500	5,868,270	80
<農村整備事業>			
7 農道整備事業	1,348,450	1,136,127	12
内訳 1.広域営農団地農道整備事業	1,247,750	892,000	2
2.保全対策型(県営、団体営)	89,700	239,127	9
3.震災対策農業水利施設整備事業(農道橋梁分)	11,000	5,000	1
小計	1,348,450	1,136,127	12
<農地等保全事業>			
8 ため池等整備事業	248,380	219,017	6
内訳 1.県営ため池等整備事業	233,380	204,017	5
2.ため池等緊急整備事業(県単独)	15,000	15,000	1
9 湛水防除事業	830,050	1,088,535	5
10 特定農業用管水路等特別対策事業	365,000	220,000	1
11 地盤沈下対策事業	200,000	185,000	1
12 地すべり対策事業(防止工事、県単独、災害関連緊急)	522,500	506,618	12
13 防災施設ストックマネジメント事業	50,000	140,000	1
14 用排水施設整備事業	—	28,000	1
15 農業用河川工作物等緊急対策事業	76,000	44,000	1
16 県単農業水利施設防災事業	70,000	—	—
17 県単農地防災事業	—	40,000	1
18 震災対策農業水利施設整備事業(ため池分)	11,900	126,000	8
19 災害復旧事業(県営、団体営、県単)	320,000	320,000	—
小計	2,693,830	2,917,170	37
農業農村整備事業費 計	9,333,780	9,921,567	129

(単位:千円)

事業名	令和元年度	令和2年度	
	事業費	事業費	地区数
<調査・管理・指導事業等>			
20 県単土地改良基礎調査	100,000	100,000	52
21 県単営農改善対策調査	2,100	2,100	2
22 経営体育成促進換地等調整事業	15,760	8,000	2
23 実施計画策定事業	20,000	—	—
24 土地改良施設資産評価データ整備事業	171,000	66,400	1
25 土地改良施設管理事業	1,234,777	1,269,176	9
26 基幹水利施設管理事業	1,078,508	1,116,043	4
27 土地改良施設維持管理適正化事業	276,400	288,400	60
28 国営造成施設県管理費補助事業	30,169	25,144	1
29 国営造成施設管理体制整備促進事業	51,450	51,450	2
30 土地改良管理事業(地すべり、財産処分等)	96,354	79,032	—
31 土地改良管理事業(農業用水水質汚濁調査)	550	570	2
32 土地改良換地関係費	583,500	500	—
33 土地改良管理事業(土地改良区体制強化)	31,686	12,426	—
34 県単ナガエツルノゲイトウ駆除事業【新規】	—	20,000	—
その他 調査・管理・指導事業	64,754	85,566	—
調査費・管理費等 計	3,757,008	3,124,807	135
合 計	16,542,180	16,340,737	264

※県当初予算ベース、附帯事務費を除く。

農地・農村振興課

(単位:千円)

事業名	令和元年度	令和2年度	
	事業費	事業費	地区数
<農業生産基盤整備事業>			
1 農業基盤整備促進事業	229,000	228,630	14
2 農地耕作条件改善事業	100,000	69,580	10
小 計	329,000	298,210	24
<農村整備事業>			
3 農業集落排水事業	107,600	192,070	8
内訳 1.ハード事業	56,900	144,770	2
2.ソフト事業	50,700	47,300	6
4 中山間地域総合整備事業	50,000	70,000	1
5 農地環境整備事業	41,000	40,000	3
小 計	198,600	302,070	12
農業農村整備事業費 計	527,600	600,280	36
<調査・管理等>			
6 多面的機能支払交付金	1,500,000	1,500,000	
内訳 1.農地維持支払	729,000	735,000	未定
2.資源向上支払(共同活動)	325,500	324,000	未定
3.資源向上支払(施設の長寿命化)	445,500	441,000	未定
調査費・管理費等 計	1,500,000	1,500,000	未定
合 計	2,027,600	2,100,280	36

※事業費は県当初予算額ベース

千葉県農業農村整備事業組織体制

(令和2年度)

農林水産部

部長 (事)	穴澤 幸男
流通販売担当部長 (事)	石家 健生
水産局長 (技)	立岡 大助
次長 (事)	風間 慎吾
次長 (技)	冨塚 浩一
次長 (技)	杉森 浩
次長 (技)	崎山 一

団体指導課

課長	藤井 浩一
副課長(事)	根岸 浩和
農林検査室	主幹(兼)室長 小川 一美
水産指導検査室	主幹(兼)室長 田畑 英典
土地改良検査室	主幹(兼)室長 星野 成司
経営支援室	主幹(兼)室長 田中 文久

農地・農村振興課

課長	堀越 明
副参事(農地調整)	勝 直人
副課長(事)	鈴木 真
副課長(技)	岩出 兼児
農地集積推進室	副技監(兼)室長 大須賀 信宏

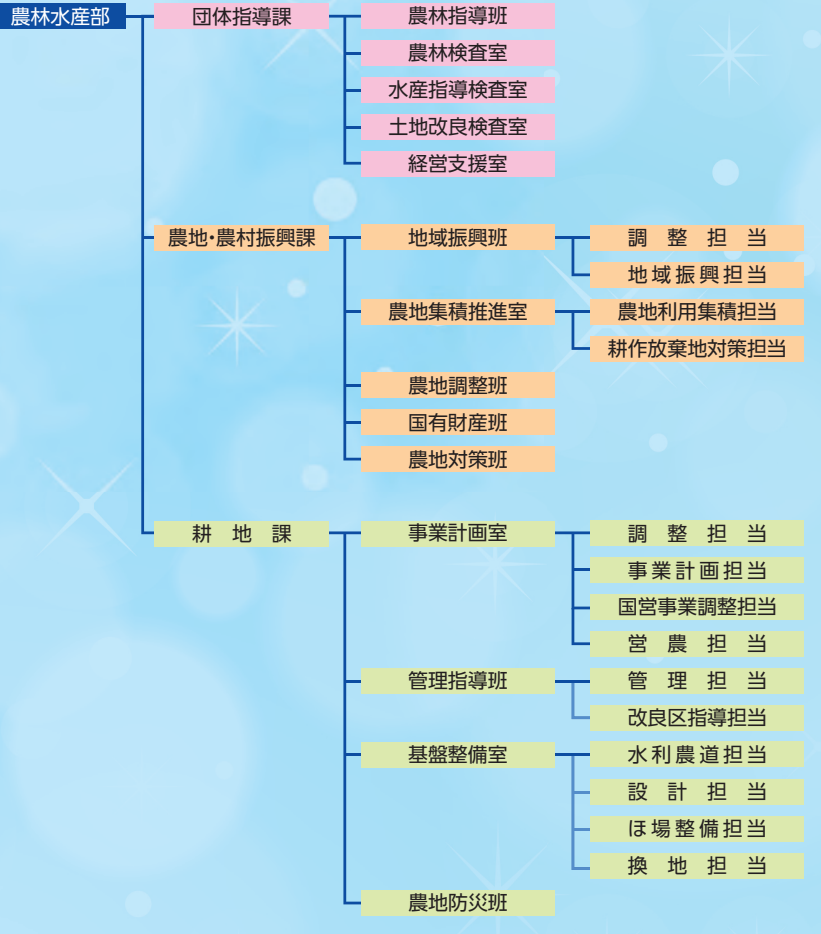
耕地課

課長	小野 勉
副課長(事)	新村 晃司
副課長(技)	小柴 伸夫
事業計画室	主幹(兼)室長 荻津 輝夫
基盤整備室	副技監(兼)室長 本宮 誠

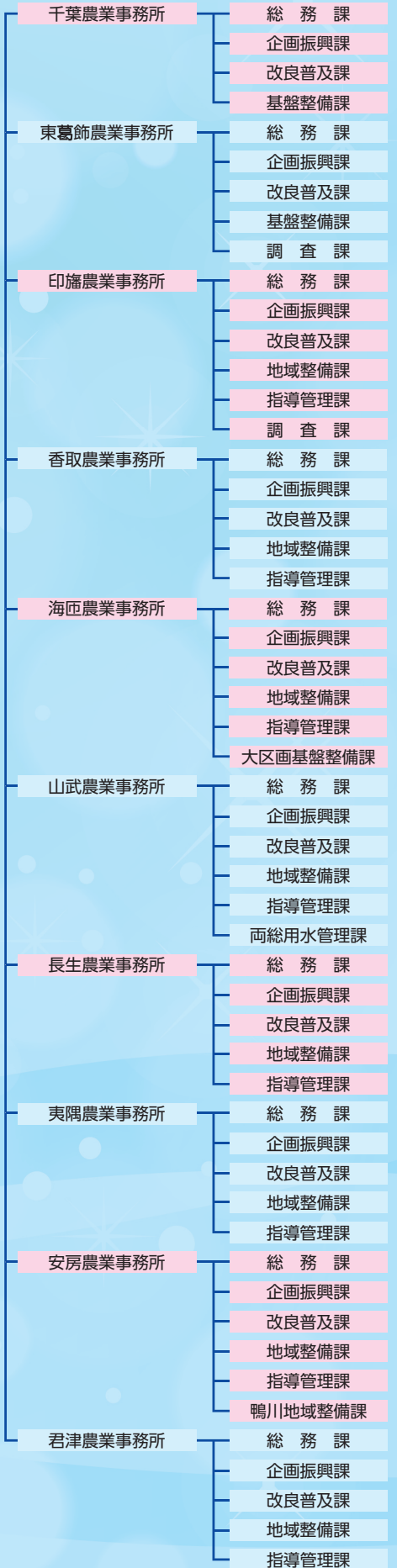
出先機関

千葉農業事務所	所長	川村 治朗	基盤整備課長	大久保 幸彦
東葛飾農業事務所	所長	篠原 賢治	次長(基盤整備)	穂崎 庄一
印旛農業事務所	所長	小島 光	次長(基盤整備)	渡邊 昌夫
香取農業事務所	所長	伊藤 静雄	次長(基盤整備)	三森 豊
海匝農業事務所	所長	三嶋 啓治	次長(基盤整備)	平賀 勝己
山武農業事務所	所長	立崎 政男	次長(基盤整備)	毛利 雅史
長生農業事務所	所長	宇都宮 康	次長(基盤整備)	本忠 正一郎
夷隅農業事務所	所長	中嶋 浩之	次長(基盤整備)	大和久 隆男
安房農業事務所	所長	山田 真司	次長(基盤整備)	渡辺 正巳
君津農業事務所	所長	熊谷 一秀	次長(基盤整備)	内山 貴仁

本 庁



出先機関



【各農業事務所の連絡先】

事務所	担当課名	電話番号
千葉	基盤整備課	0436-21-0128
東葛飾	基盤整備課	04-7143-4123
印旛	指導管理課	043-483-1131
香取	指導管理課	0478-52-9194
海匝	指導管理課	0479-72-1559
山武	指導管理課	0475-54-1124
長生	指導管理課	0475-25-1143
夷隅	指導管理課	0470-62-2156
安房	指導管理課	0470-22-8641
君津	指導管理課	0438-22-6250

災害復旧事業について

農林水産部耕地課 農地防災班

昨年、県内では、6月の豪雨、9月から10月にかけての台風15号、19号及び21号により、農地や農業用施設（水路、ため池、農道等）に甚大な被害が発生しました。農地や農業用施設が被災した場合には、国庫補助対象となる災害復旧事業により復旧が可能な場合がありますので、制度の概略について紹介します。なお、詳細については市町村、農業事務所の災害復旧事業担当へお問い合わせください。

災害復旧事業の要件

対象： 異常な天然現象により被災した農地・農業用施設等で、1箇所あたり40万円以上の復旧事業費がかかるもの。原形復旧が原則。

対象外： 1箇所あたり40万円未満のもの。過去の災害によるもの。
維持管理が適正に行われていないもの。

<異常な天然現象とは>



降雨 24時間雨量80mm以上または時間雨量20mm以上

暴風 10分間平均最大風速15m/s以上

洪水 警戒水位以上

その他 地震、落雷、干害 など

制度手続きの流れ



査定前であっても次期作付けに間に合わせる等の理由で応急工事が可能です。

実施にあたっては、事前に市町村、農業事務所と相談し、必要な手続きを確認してください。

国庫補助率

農地 : 50%以上

農業用施設 : 65%以上

農家1戸当たりの復旧事業費に応じて市町村ごとに補助率が決定

令和元年災被害一覧

	箇所	金額(千円)
6月豪雨	1	4,000
台風15号	565	997,000
台風19号	283	965,000
10月25日の大雨	1,155	2,049,000
合計	2,004	4,015,000

(参考)

H26~H30平均
27箇所 96,600千円

H23(東日本大震災発生年)
2,345箇所 14,777,000千円



台風15号 水田(富津市)



10月25日の大雨
ため池(大多喜町)



ため池を利用する
農家のみなさまへ

ため池の適切な管理のお願い

地域を守るために取り組んでいただきたい2つのこと

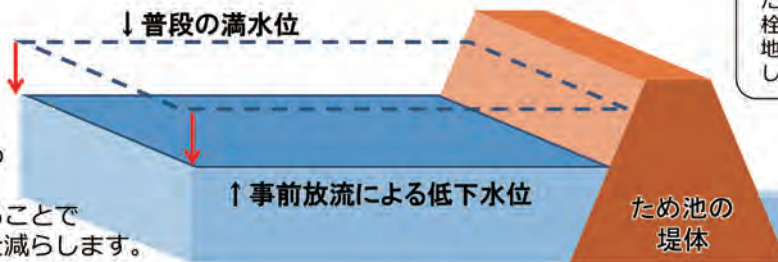
2月
千葉県農林水産部

○事前放流のお願い（かんがい期間中）



大雨が予想される時は、用水量の確保に留意しつつ、**事前放流**によるため池水位の低下にご協力ください。

降雨の前にあらかじめ水位を低下させ、ため池に降雨を貯めることで下流へ流出する水量を減らします。



ため池からの放流方法（取水栓の形式等）は様々ですので、地域の管理方法に従って対応してください。

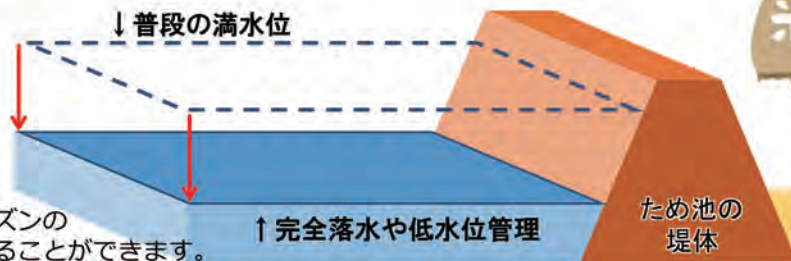


○低水位管理のお願い（非かんがい期）



稲刈りが終了し、ため池の水を利用しない非かんがい期は**落水**（水を抜く）したり**低水位管理**を行うことで、台風などによる豪雨に備えて下さい。

稲刈り後は水位をできるだけ低下させておくことで、台風シーズンの豪雨を一時的に貯留することができます。



～ため池の水位管理について～

○ため池は本来“かんがい”のために雨水を貯めることを目的としていますが、水位を下げて管理することで、ため池の決壊等のリスクの低減が期待されることから、ため池を所有・管理される関係者の皆さまの積極的な水位管理をお願いします。

○また、ため池が適切に管理されていない等により、万が一、下流への被害が発生した場合、**ため池の所有者や管理者の責任が問われる恐れ**もあります。

※ため池の貯水能力や必要とされる水量は、ため池ごとに様々です。極端な水位低下により用水不足が生じたり、景観が大きく変わることもありますので、地域の実情に配慮しながら取り組んで下さい。



令和元年10月25日の大雨により、堤体の一部が崩落したため池。このような状態になると、必要な時に大切な水が使用できなくなる恐れがあります。

ため池の水位管理に際しては、地域全体で節水等に 取り組んで下さい

- かんがい期間中にため池の水位を下げる時は、用水不足が生じないように管理する必要がありますが、地域全体で節水に取り組むことにより、ため池の必要水量を減らしたり、水不足に備えることができます。
- 必要水量の節減や、万が一の水不足の際には下記の節水のポイントを参考としてください。



節水のポイント① かんがい期間中に地域で取り組める節水の工夫

- 用水路の点検・整備を行いましょう。
- 水路や畦畔などからの漏水防止や、かけ流しの防止に努めましよう。
- 降雨が予想されるときは、水尻をとめて、雨水を活用しましよう。
特に、代かき時は雨水を積極的に貯めるようにしてください。
- 地区全体に水が公平にいきわたるように必要水量の取水にとどめましよう。

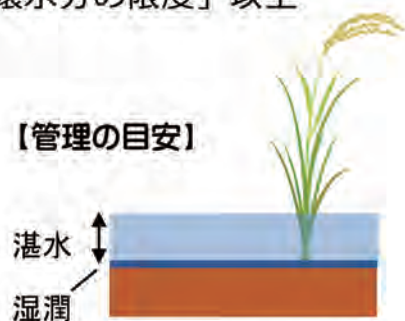


節水のポイント② 用水供給量が少ないときの水管理の目安

「土壌の外観」は、水稻の生育収量に大きな影響を与えないと考えられる最低の土壌水分状態を示しています。各生育ステージの「土壌水分の限度」以上であれば、生育に影響はありません。

生育ステージ	ゴセカリの目安		節水管理の 目安	土壌の外観 (土壌水分の限度)
移植～活着期	4/20	5/1	湛水	黒湿り(飽和状態)
有効分げつ期	5/10	5/17	湿潤	黒乾き(土壌水分60%)
無効分げつ期	5/28	6/3	落水状態	白乾き
幼穂形成期	6/25	6/30	湛水 (浅水)	黒湿り (飽和状態を保つ)
穂ばらみ期	7/6	7/9		
出穂開花期	7/24	7/27		
登熟前期	7/28	7/31	湿潤	黒乾き(土壌水分60%)
登熟後期	8/15	8/18		

【管理の目安】



湿潤とは：ひたひた水。土壌中に十分水が含まれている状態。土壌表面をうすく水で覆われているとなおよい。土壌が保持できる水分量の80%でも生育にはほとんど影響しません。

参考文献：香川県水田農業振興協議会発行「さぬき水田営農だより」

- 断水してから田面が白乾きになるまでの日数は、土質にもよりますが、おおむね5～20日です。

◆◆◆ お問い合わせは 各農業事務所の担当課まで ◆◆◆

● ため池の管理に関する問合せ先 (10ページ)

- 千葉農業事務所 基盤整備課 0436(21)0127
- 東葛飾農業事務所 基盤整備課 04(7143)4121
- 印旛農業事務所 指導管理課 043(483)1131
- 香取農業事務所 指導管理課 0478(52)9194
- 海匝農業事務所 指導管理課 0479(72)1559
- 山武農業事務所 指導管理課 0475(54)1124
- 長生農業事務所 指導管理課 0475(25)1143
- 夷隅農業事務所 指導管理課 0470(62)2156
- 安房農業事務所 指導管理課 0470(22)8641
- 君津農業事務所 指導管理課 0438(22)6250

● 栽培技術に関する問合せ先 (11ページ)

- 千葉農業事務所 改良普及課 043(300)0950
- 東葛飾農業事務所 改良普及課 04(7162)6151
- 印旛農業事務所 改良普及課 043(483)1124
- 香取農業事務所 改良普及課 0478(52)9195
- 海匝農業事務所 改良普及課 0479(62)0334
- 山武農業事務所 改良普及課 0475(54)0226
- 長生農業事務所 改良普及課 0475(22)1771
- 夷隅農業事務所 改良普及課 0470(82)2213
- 安房農業事務所 改良普及課 0470(22)8132
- 君津農業事務所 改良普及課 0438(23)0299

千葉県土地改良区統合整備基本計画

土地改良区を取り巻く現状と課題を踏まえ、県では令和2年1月に第6期となる千葉県土地改良区統合整備基本計画を策定しました。

農林水産部耕地課

本県の土地改良区の現状と課題

現状

- 農業水利施設の老朽化
- 組合員の減少・高齢化
- 賦課金の対象農地の減少
- 不適切な事務処理 / など

問題点

- 財務を圧迫する要因の存在
- 事務処理能力の不足

横領事件の発生(H28)

課題

- 組織運営基盤の強化
- 財務基盤の強化
- 事務処理能力の確保
- 内部牽制機能の強化

取組目標

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、土地改良区が自ら積極的に統合整備に取り組むことを促進し、もって持続可能な土地改良区の実現を目指します。

取組期間

令和元年度～令和5年度

目標数

土地改良区数 ▲40
191 (平成30年度末) → 151 (令和5年度末)

基本方針

- 地区面積500ヘクタール以上
- 専任事務員の複数配置

統合整備の手法

- 合併
- 土地改良区連合
- 合同事務所
- 解散

- ◆ 地域が重畳関係、同一の農業用水系 / など
→ 合併、土地改良区連合、合同事務所
- ◆ 維持管理施設なし / など
→ 解散

各主体の取組

土地改良区

- ◆ 体制強化基本計画の作成と実践

土地改良事業 団体連合会

- ◆ 県内各地区での体制強化勉強会の開催
- ◆ 財務諸表の分析結果を活用した運営の指導 / など

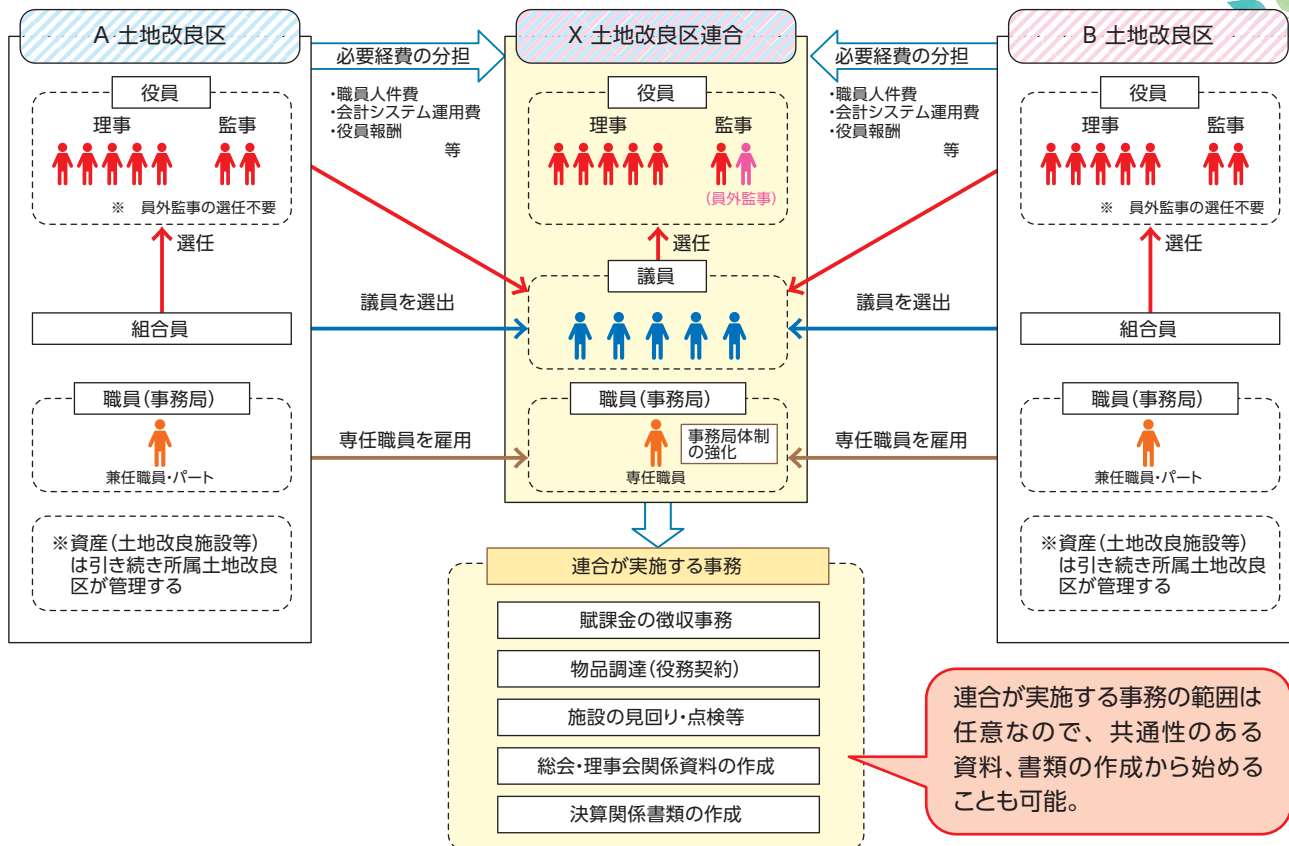
県

- ◆ 検査、研修等の様々な機会を捉えての統合整備の指導
- ◆ 統合整備の実現に向けた関係土地改良区相互間の調整
- ◆ 土地改良区体制強化事業による統合整備の支援 / など

新たな統合整備の手法

合併に加え、土地改良区連合の設立も統合整備の有効な手法として推進していきます。

土地改良区連合の設立イメージ(所属土地改良区の会計事務等を行う場合(会計センター方式))



土地改良区体制強化事業

統合整備の支援メニュー【統合再編整備事業】
合併・土地改良区連合設立を補助金で支援をします。

統合再編整備事業の補助内容

統合整備計画樹立に係る調査 ～関係する土地改良区の実態は？～

統合整備する土地改良区の賦課基準、資産状況、施設管理等の調査【定額補助】

統合整備計画作成 ～ふさわしい統合整備を提案～

統合整備に関する基本的事項[統合整備の手法、時期、諸規程類、賦課基準、役員定数、組織運営、借入金、財産]、土地改良施設の維持管理に関する事項、統合整備後の事業の実施に関する事項等、統合整備計画を提案【定額補助】

附帯施設整備 ～施設を整備してから統合しよう！～

- 水管理等施設整備[土地改良施設の整備補修、維持管理の効率化・省力化、安全施設]
【200万円から2,500万円以下(統合整備後の面積等による)】
- 業務運営合理化施設整備[業務運営、会計・経理体制の整備(会計ソフト、複写機、書庫等)]
【70万円から300万円以下(統合整備後の面積等による)】
- 管理施設情報電子化整備[管理施設に関する図面等の電子化]【1,000万円以下】

土地改良区に係る検査について

パート4

千葉県農林水産部団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区検査の主な指摘事項とその改善方法を考えていきます◆

今回は、運営上非常に重要なポイントである会計細則(会計経理)についてとりあげます。

1 会計細則とは

会計の手続に関するルールで、定款や規約には書かれていない細かな内容が規定されています。

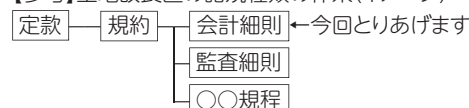
土地改良法では、会計に関する事項については規約で定めることができるとされています(第17条)。

さらに、規約例では、「会計」の章を設け、**会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総(代)会の承認を受けなければならない**(規約例第48条)とされています。

なお、近年では、平成23年4月と平成31年2月に会計基準及び会計細則例の改正が行われています。

2 会計経理に関する主な指摘事項

【参考】土地改良区の諸規程類の体系(イメージ)



- 会計細則の見直しが行われていない。
- 会計細則の見直しにおいて、監事会(及び総(代)会)の承認を受けなければならないところ、これが行われていない。【規約例第48条】
- 会計細則において、設置する特別会計の名称が列記されていない。【会計細則例第3条】
- 会計細則において、予算及び決算科目並びに書類様式について別に定めることとされているが、これが定められていない。【会計細則例第9条】
- 会計担当理事による会計細則に定める金額以上の支払いの際の立会いが徹底されていない。【会計細則例第25条】
- 支出において、特別な事情により領収証を徴することができないときの領収証に代わる会計担当理事の支払証明書が作成されていない。【会計細則例第26条】
- 金融機関との取引が理事長名で行われていない。【会計細則例第38条】
- 会計担当理事による毎月末の残高の照合及び帳簿間の照合結果の確認が徹底されていない。【会計細則例第35条、第48条】
- 収入命令及び支出命令が作成されていない。【法第29条、会計細則例第12条】
- 会計主要簿及び補助簿について、主たる事務所に備え、保存されていない。【法第29条】
- 会計細則に、手持(小口)現金に係る規定を設けていないにもかかわらず、現金を保有している。
【平成28年8月26日付け28農振第1129号通知、平成28年5月13日付け農振第293号通知】
- 通帳(預金証書)と公印が別人管理されていない。【同上】
- 簿外口座が存在している。【平成28年8月26日付け28農振第1129号通知】

3 会計主任と会計担当理事について

小規模な土地改良区であっても、**現預金の管理や会計関係の書類を作成する会計主任と、その会計をチェックする会計担当理事は別々の者である必要があります(内部けん制態勢の確立)**。

様々な事情でやむを得ず、理事長自ら会計担当理事を兼務していることもありますが、日々の収入・支出や決算等の処理を行う上で、本来は理事長と会計担当理事によるダブルチェックが望ましいです。

4 指摘事項に係る改善のヒント

- 通帳(預金証書)と公印(銀行印)は、横領・盗難防止の観点から、別人管理を徹底しましょう。
- 手持(小口)現金は、適宜額を定め、紛失・盗難防止の観点から、保管には十分気を付けましょう。
- 会計細則の科目と様式は、複式簿記では会計基準の別表第1・2、単式簿記では会計細則例(単式)の別添1・2に示されています。お手元の会計細則を確認の上、具備されていない場合は、これらに準じて見直しを行ってください。
- 会計関係書類が備えられていないと、罰則が科されるおそれがあります(法第143条)。
- 支払いの際立会いを要する額には特段目安がありません。口座振替の場合のただし書きに注意。
- 会計細則例では1件の支払金額が一定額以下のものは、金融機関の領収証のみで可となっておりますが、口座振替の場合は、全て金融機関の領収証のみで可と会計細則で規定することもできます。
- 金融機関の口座名義は、私金と区別し、土地改良区の財産の範囲を明確にするため理事長名に統一しましょう。なお、土地改良区名義の口座は非課税扱い(県民税利子割)の特例措置があります。
- 地区除外等処理規程例では、決済金は従来特別会計扱いでしたが、現在は一般会計となっています。
- 領収証代わりの支払証明書は交際費支出(香典等)によく用いられます。様式例は次のとおりです。

支 払 証 明 書	
一金	円
ただし	として
上記金額を支払いました。	
令和 年 月 日	○○土地改良区 取扱者 ○ ○ ○ ○ 印 職 名
上記金額を支払ったことを証明する。	
令和 年 月 日	○○土地改良区 会計担当理事 □ □ □ □ 印

5 会計細則の見直しについて

平成30年6月の土地改良法改正に伴い、遅くとも令和4事業年度からの貸借対照表の作成・公表(原則複式簿記化)が義務化され、各改良区においては順次会計細則が見直されることになると思います。

(最新の会計細則例は、農林水産省ホームページ「土地改良法制度・土地改良団体」に掲載されています。)

なお、新しい会計基準(平成31年基準)に基づく財務諸表等を作成する上での、具体的なマニュアルと実務的なQ&A集が「財務諸表等作成要領」「土地改良区会計に関するQ&A集」です。複式簿記の場合、財務諸表等とは貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録のことです。

《前号(2020(令和2)年 No.325)の補足です》

時効に係る用語について

前号で賦課金の「消滅時効に係る時効の中断」を紹介したところですが、令和2年4月1日から改正民法の施行に伴い、意味はそのままに「時効の中断」→「時効の更新」と変更されました。

お知らせ ～検査担当職員について～

令和2年度から、日本公認会計士協会千葉会(庄司基晴会長)の会員の皆様に検査業務に協力いただき、より専門的な見地からのリスクチェックを行うこととしました。引き続きよろしくお願ひします。

職員を雇用されている土地改良区の皆様へ

職員の労務管理については検査席上でもとりあげていますが、令和2年4月1日から県内の土地改良区(定義上は中小企業)は、働き方改革の一つとして、「時間外労働の上限規制」が導入されます。

1 労働時間【従来からの規定】

36(サブロク)協定(時間外労働・休日労働に関する協定)

労働時間の上限は1日8時間、1週40時間です(※1)(労働基準法第32条、第40条)。

この時間を超えて働かせる場合には、使用者はあらかじめ労使協定(36協定)を労働者と結び(※2)、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません(同法第36条)。

36協定を締結せず届け出ないと、使用者に罰則が科されるおそれがあります(同法第119条)。

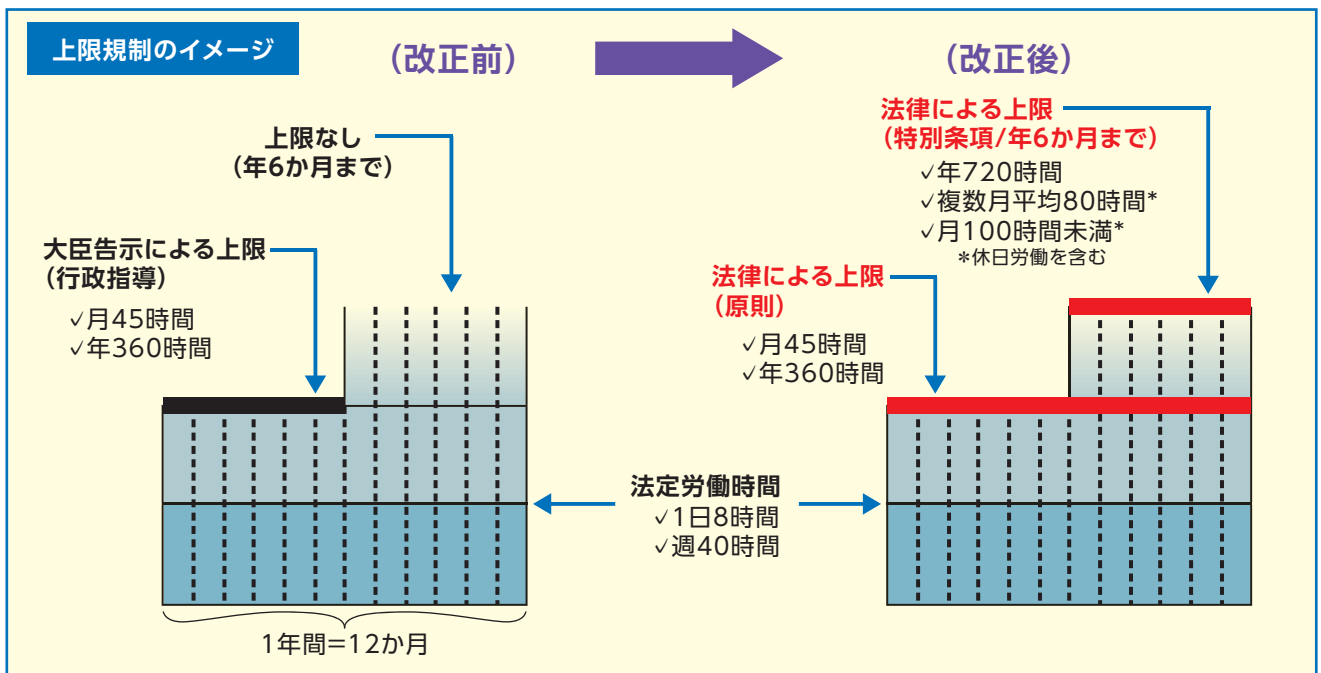
※1 変形労働時間制などを採用する場合はこの限りではありません。

※2 過半数労働組合または過半数組合がない場合は労働者の過半数代表者との書面による協定

2 時間外労働の上限規制【新たな法規制】

これまでは罰則の無い大臣告示で示されていた上限が、法律で規制されることになりました。

さらに36協定届の新しい様式が示されました(従来の様式は使用できません)。御注意ください。



資料)厚生労働省『時間外労働の上限規制 わかりやすい解説』p.4

～労務管理でお困りのときは～

「千葉働き方改革推進支援センター」(厚生労働省委託事業)へ!!

千葉県教育会館本館(県庁前)4階 ☎0120-17-4864 ✉kaikaku@tsubokawa.jp

労務管理は奥が深く、なかなか骨の折れる仕事です。そこでお勧めしたいのが上記の機関です。

36協定や労働条件の明示、年次有給休暇、労働保険や社会保険などの相談(秘密厳守)を無料で承ります。

丁寧に対応していただけるので是非御利用ください(土日祝・年末年始を除く9時～17時まで)。

電話・メール・来所のほか、出張相談会や個別訪問(個別訪問は5回まで)も行っています。

社会保険(厚生年金保険・健康保険)について

~この機会に加入義務の御確認を!~

前回の労働保険に続き、今回は社会保険を紹介します。以下は日本年金機構のチラシです。

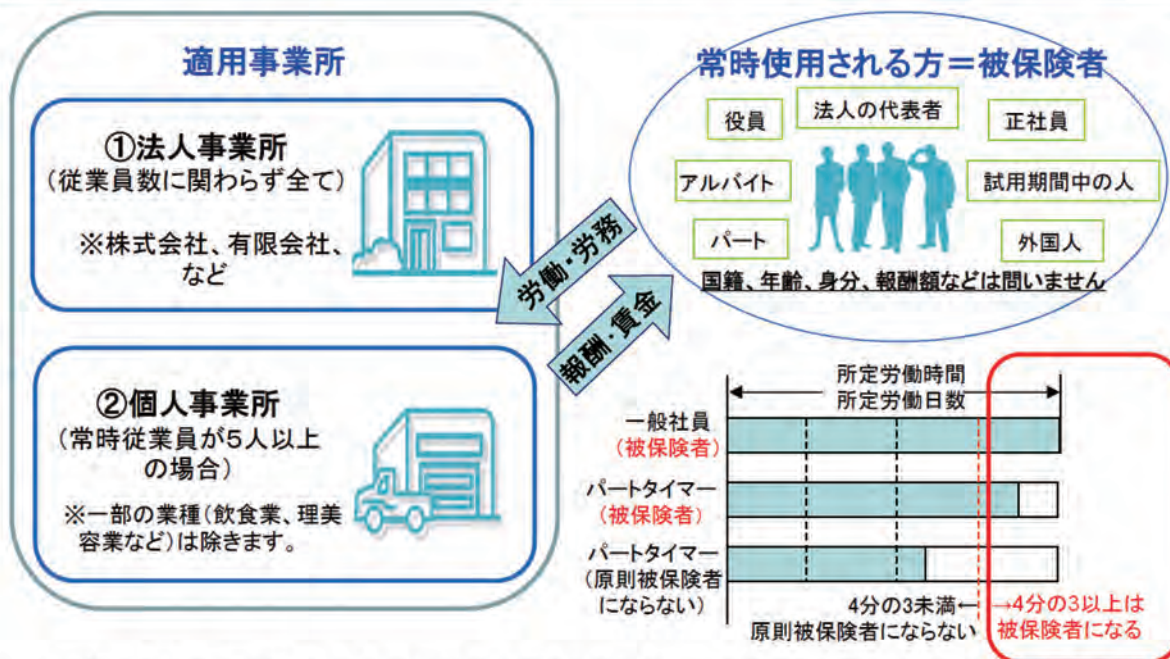
お勤めの皆さまへ

社会保険の加入についてのご案内

年金事務所では、厚生年金保険・健康保険の加入ルール等について窓口相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。
 ご相談は、年金事務所の厚生年金適用業務関係窓口までお願いします。

【加入要件】

お勤め先が次の①または②の事業所に該当して、そこで常時使用される方は、厚生年金保険・健康保険に加入することになります。



正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイマーアルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の**4分の3以上**である方は、被保険者となります。

また、正社員の4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上、②勤務期間が1年以上見込まれること、③月額賃金が8.8万円以上、④学生以外、⑤従業員501人以上の企業に勤務していることの5つの要件を全て満たす方は、被保険者になります。

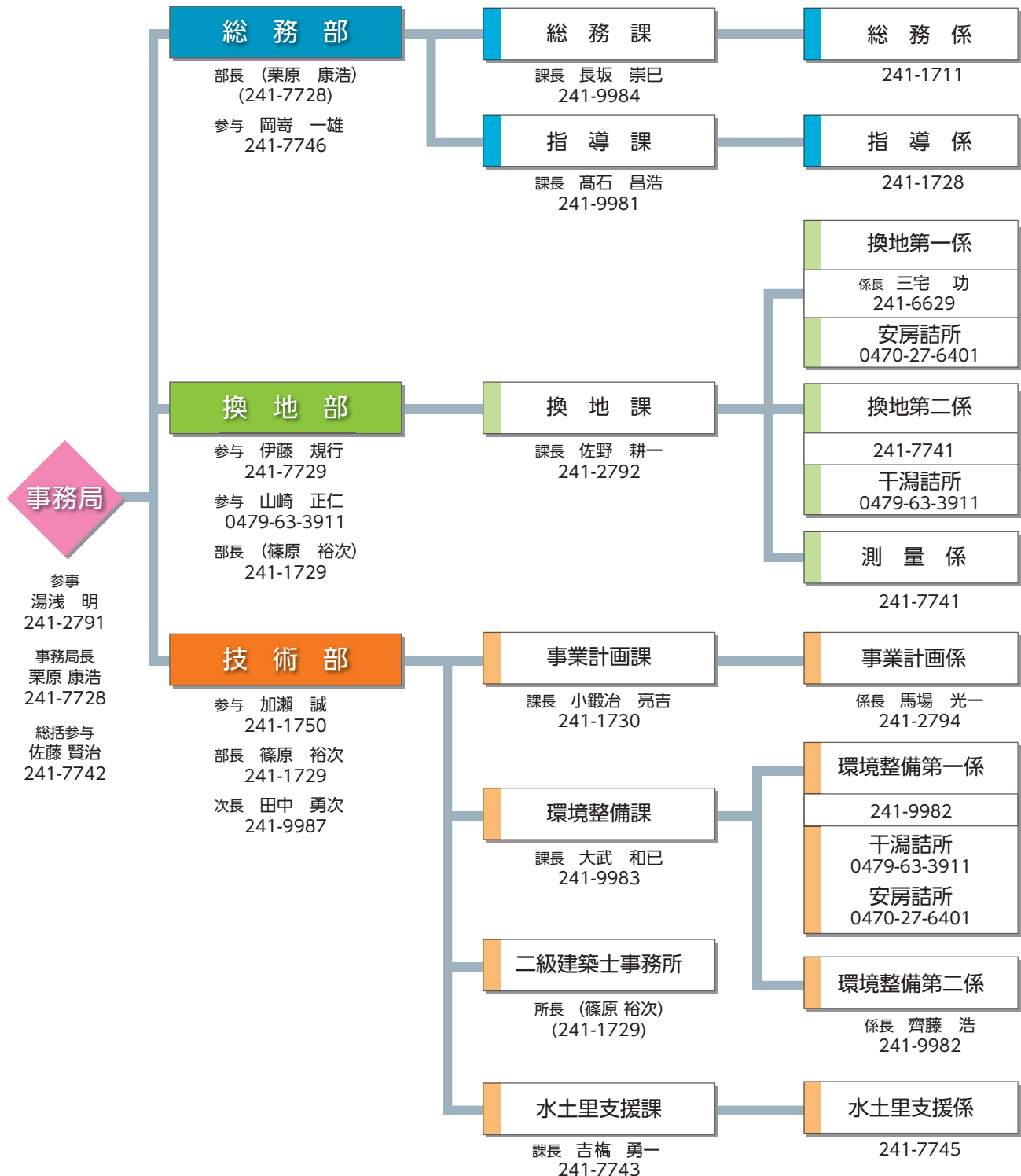
日本年金機構 ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> 日本年金機構 検索



2016-011

令和2年度 水土里ネット千葉 事務局の組織表

(市外局番 043) 令和2年4月1日現在



職員数 59名

FAX

- 総務部総務課 248-2563
- 総務部指導課 248-2521
- 換地部 248-2521
- 技術部 248-2574
- 安房詰所 0470-27-6470
- 干潟詰所 0479-63-3985

万一に備えて
加入しましょう

土地改良施設 賠償責任保険のご案内

水土里ネット千葉 総務部指導課

土地改良施設賠償責任保険の保険期間が、7月15日で満了となります。更新される場合は、申込期限に遅れないよう手続きをお願いします。また未加入の会員におかれましても、加入されてはいかがでしょうか。

土地改良施設賠償責任保険とは、千葉県土地改良事業団体連合会が団体保険契約者となり、ご加入いただく各会員を記名被保険者とする団体契約です。皆さまが所有・使用もしくは管理する土地改良施設の欠陥や管理ミスまたは業務遂行上のミスに起因する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を壊したことにより皆さまが法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

昭和60年度から導入しているこの制度ですが、令和元年度は157会員(24市町村、133土地改良区)が利用しております。

この保険で対象となる施設は

土地改良法上にある、かんがい用排水施設、農業用道路、農業集落排水処理施設が対象となります。

例)道路、用排水路、溜池、揚排水機場、サイフォン、汚水処理施設等

支払いできる保険金

- 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金（治療費・慰謝料・修理費等）
- 裁判費用、弁護士費用等
- 応急手当の費用等

保険金を支払いできない事故の例(主なもの)

- 施設の建設、改築等の工事に起因する事故
- 従業員の業務上災害
- 故意に起こした事故
- 地震・洪水等の自然現象による損害

保険期間

令和2年7月15日午後4時より
令和3年7月15日午後4時まで1年間

申込期限

令和2年6月12日(金)
※申込期限に遅れないよう手続きをしてください。

お問い合わせ

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)総務部指導課
TEL.043(241)1728(直通) FAX.043(248)2521



鶴舞う形 群馬の大地
水土里の未来へ ここから羽ばたいて



第43回 全国土地改良大会

群馬大会

2020年10月14日(水)
Gメッセ群馬

日本のまんなか、群馬へようこそ。
群馬は鶴舞う大地を誇る県に似て、
変わっています。全国の仲間と共に、
新しい時代の土地改良に向けて、
から大々羽ばたくために、鶴舞う形の
群馬をお待ちしています。



伊香保温泉

赤城西麓コンニャク畑

すき焼き

長野県円筒分水工

沼田祭り



主催  全国土地改良事業団体連合会 群馬県土地改良事業団体連合会

水土里ネットちば 326号 (令和2年5月発行)



発行

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)
〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5
TEL.043-241-1711(代) / FAX.043-248-2563(代)

印刷

株式会社ニッセイアド
〒264-0026 千葉市若葉区西都賀4-18-3
TEL.043-206-7752 / FAX.043-206-7753